

# 道北ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱

## (目 的)

第1 休日・夜間等において、精神疾患の発病や症状の再燃により、速やかに医療及び保護の必要がある者に対して診療を行い、必要に応じ入院させる体制を整えることで、早期に適正な医療及び保護を行うことを目的とする。

## (実施主体)

第2 この事業の実施主体は、北海道とする。

## (ブロック)

第3 この事業は第三次保健医療福祉圏（以下「道北ブロック」という。）を基本として、次の保健所管内を対象区域とする。

ブロック名	保 健 所 名
道 北	上川、名寄、富良野、留萌、稚内、旭川市

## (対 象 者)

第4 この事業の対象者は、次のとおりとする。ただし、医療機関において精神科治療を受けている者については、原則として当該医療機関での救急対応を優先させることとする。

- (1) 精神障がいのため自傷他害の恐れがあり、緊急に精神保健指定医の診察が必要とされる者
- (2) 自傷他害の恐れはないが、緊急の精神科受診が必要と推定される者

## (医療機関及び事業内容)

第5 この事業を実施する医療機関及び事業内容は次のとおりとする。

### (1) 精神科救急医療施設

精神科救急医療施設は、当番日を決め、第7に規定する実施日及び時間において、精神障がい者等の相談及び診療を行う医療機関（以下「当番病院」という。）とし、別紙の1の(1)のとおりとする。

なお、当番病院は入院を必要とする場合に対応するため、1床の空床を確保するものとする。

### (2) 後方病院

後方病院は、救急医療を終了した者について当番病院から要請があった場合に、要入院者の入院及び治療を行う医療機関とし、別紙の1の(2)のとおりとする。

### (3) 遠隔地域支援病院

遠隔地域支援病院は、緊急の入院受入に際し、当番病院に搬送することが困難な場合に、要入院者の入院及び治療を行う医療機関とし、別紙の1の(3)のとおりとする。

### (4) 合併症受入協力病院

合併症受入協力病院は、精神疾患と身体疾患を併せもった患者で、身体疾患の治療を優先させる必要があり、当番病院から要請があった場合に、要入院者の入院及び治療を行う医療機関とし、別紙の2の(1)のとおりとする。

(知事の指定)

第6 第5の規定による精神科救急医療施設、後方病院及び遠隔地域支援病院は、精神科病院（精神病床を有するすべての病院をいう。）の中から知事が指定する。

なお、合併症受入協力病院については、知事の指定は行わない。

(実施日及び時間)

第7 休日・夜間等における実施日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）の9時から17時までとする。

(2) 夜間

17時から翌日9時までとする。

(3) 土曜日（(1)の休日を除く）

12時から17時までとする。

(精神科救急医療施設以外の医療機関との連携)

第8 精神科救急医療の円滑な実施のため、精神科救急医療施設以外の精神科病院・診療所との連携を図る。

(一般救急医療機関との連携)

第9 身体合併患者への対応のため、一般救急医療機関や精神科以外の診療科を有する医療機関との連携を図る。

(搬送体制)

第10 搬送体制は、通常は家族、親戚、知人等に対応し、緊急性を有する場合及び一般車両での搬送が困難な場合は、消防機関、警察、保健所、受入病院等とする。

(調整会議の開催)

第11 精神科救急医療体制を効果的に運用するため、関係機関による調整会議を開催する。

2 調整会議の組織及び会議の開催については、別に定める。

附則 この要綱は、平成10年12月22日から適用する。  
この要綱は、平成12年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成15年10月7日から適用する。  
この要綱は、平成16年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成16年10月8日から適用する。  
この要綱は、平成18年4月3日から適用する。  
この要綱は、平成21年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成26年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成28年9月7日から適用する。

## 別 紙

### 知事指定・協力を依頼する医療機関

#### 1 知事が指定する医療機関

##### (1) 精神科救急医療施設

市立旭川病院	(旭川市)
旭川赤十字病院	(旭川市)
旭川圭泉会病院	(旭川市)

##### (2) 後方病院

市立旭川病院	(旭川市)
旭川赤十字病院	(旭川市)
旭川圭泉会病院	(旭川市)
相川記念病院	(旭川市)
メイプル病院	(旭川市)
聖台病院	(東神楽町)

##### (3) 遠隔地域支援病院

市立稚内病院	(稚内市)
名寄市立総合病院	(名寄市)
荻野病院	(留萌市)
北の峰病院	(富良野市)

#### 2 協力を依頼する医療機関

##### 合併症受入協力病院

市立旭川病院	(旭川市)
旭川赤十字病院	(旭川市)
旭川厚生病院	(旭川市)
市立稚内病院	(稚内市)
名寄市立総合病院	(名寄市)
市立士別病院	(士別市)
富良野協会病院	(富良野市)